

赤池メモリアルレクチャー賞選考委員会規則

(平成 28 年 3 月 4 日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、統計数理研究所（以下「研究所」という。）と日本統計学会（以下「学会」という。）の共同事業である赤池メモリアルレクチャー賞選考委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 赤池メモリアルレクチャー賞受賞者の選考に関する事
- 二 赤池メモリアルレクチャー賞受賞式実施に関する事
- 三 赤池メモリアルレクチャー（受賞者による記念講演）実施に関する事
- 四 赤池メモリアルレクチャー指定討論者の選考に関する事
- 五 その他赤池メモリアルレクチャーの企画運営に必要と認められる事

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 研究所長
- 二 前研究所長
- 三 Annals of the Institute of Statistical Mathematics (AISM) 編集長
- 四 学会会長
- 五 委員長が必要と認める者 若干名

(委員長等)

第4条 委員会には、委員長を置き、前条第一号の研究所長をもって充てる。

(任 期)

第5条 第3条に掲げる委員の任期は、その職位の任期と同期間とする。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、AISM 編集委員会と日本統計学会国際関係委員会において処理する。

附則

- 1 本規則は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 本改訂版は、平成 30 年 3 月 4 日から施行する。
- 3 本規則は、令和 5 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。